

八千代市総合生涯学習プラザリスク分担表

項 目	リスクの内容	負担者	
		市	指定管理者
書類の誤り	市が作成した書類に関するもの	○	
	指定管理者が作成した書類に関するもの		○
法令等の変更	施設の管理運営に影響を及ぼすもの	○	
	一般的なもの（施設の管理運営に限らず、一般的に適用される法令等の変更）		○
税制の変更	施設管理，運営費に影響を及ぼす税制変更	○	
	消費税（地方消費税を含む）の税率等の変更	両者協議※ 1	
	上記以外の広く一般的に適用される税制変更		○
物価・金利の変動	物価・金利の変動によるもの		○ ※ 2
利用者等への対応	施設の管理運営に関するもの		○
	上記以外に関するもの	○	
地域住民への対応	管理業務に係る地域住民からの苦情又は要望に関するもの		○
	上記以外の地域住民からの苦情又は要望に関するもの	○	
環境問題	施設の管理運営に起因するもの		○
第三者への賠償	指定管理者の責めに帰すべき事由によるもの		○
	上記以外の事由によるもの	○	
債務不履行	市の協定内容の不履行及び市の帰責による業務基準の変更等	○	
	指定管理者の協定内容不履行，事業放棄及び経営破綻		○
事業内容の変更	市の政策変更によるもの	○	
	指定管理者の運営方法の変更によるもの		○
事業の中止・延期	市の責めに帰すべき事由によるもの	○	
	指定管理者の責めに帰すべき事由によるもの		○
臨時休館	施設の管理上の瑕疵による臨時休館等		○
	施設・設備・備品等の不備又は施設の改修や市の責めに帰すべき事由による臨時休館等	○	
不可抗力	不可抗力（風水害，地震，感染症その他市又は指定管理者のいずれの責めに帰すことのできない自然的又は人為的現象）による施設・設備・備品等の損傷，事業の変更，中止，延期	両者協議※ 3	

項 目	リスクの内容	負担者	
		市	指定管理者
施設・設備・備品等の損傷	施設の管理上の瑕疵によるもの		○
	施設の構造上の瑕疵によるもの	○	
	経年劣化によるもの（１００万円未満）		○
	経年劣化によるもの（１００万円以上）	○ ※３	
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（１００万円未満）		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できるもの（１００万円未満）		○ ※４
	第三者の行為から生じたもの（１００万円以上）	○ ※３	
火災等のリスク	指定管理者の瑕疵によるもの		○
事業終了時	指定期間の終了，又は指定の取消しによる原状回復及び撤収		○
申請費用	指定管理者の指定の申請に係る費用		○
業務の引継ぎ等	管理物件の原状回復，業務の引継ぎ，準備に係る費用		○
資金調達	資金の確保（市からの支払遅延は除く）		○
	市が協定で定める時期に支払を行うまでの期間に必要な管理運営資金の調達		○
維持管理，運営費の増大	市の帰責事由によるもの	○	
	指定管理者の帰責事由によるもの		○
需要変動	当初の需要見込みと異なる状況の発生によるもの		○
セキュリティ	警備不備による情報漏洩，犯罪の発生等		○
運営開始の遅延	市の責めに帰すべき事由によるもの	○	
	指定管理者の責めに帰すべき事由によるもの		○

※ リスク分担表に定めのないリスクが生じた場合には，市と指定管理者との協議により決定する。

※１ 消費税（地方消費税含む）の税率の変更があった場合，市と指定管理者が協議し，変更分の経費負担について決定する。

※２ 急激な物価変動や金利変動により，収支計画に多大な影響を与えるものとなる場合は，市と協議できるものとする。

※３ 原則として市がリスク負担するが，市と指定管理者が協議して定める。

※４ 原則として指定管理者がリスク負担するが，市と指定管理者が協議して定める。